（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　前条の規定による改正後の地方交付税法（次項及び第三項において「新地方交付税法」という。）第十四条第一項及び第三項の規定は、平成三十二年度分の地方交付税に係る同条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十一年度分までの地方交付税に係る前条の規定による改正前の地方交付税法（次項において「旧地方交付税法」という。）第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

2　新地方交付税法附則第八条の規定は、平成三十二年度以降の年度分に係る同条に規定する基準税額等のうち算定過大又は算定過小と認められる額の算定について適用し、平成二十九年度分、平成三十年度分及び平成三十一年度分に係る旧地方交付税法附則第八条に規定する基準税額等のうち算定過小又は算定過大と認められる額の算定については、なお従前の例による。

3　平成三十二年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十二号中「前年度の特別法人事業譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の特別法人事業譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部改正）

第十五条　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「本条」を「この条」に、「の定」を「の定め」に改め、「収入見込額」の下に「（都道府県にあつては、当該収入見込額に同法で定める方法により算定した当該都道府県の特別法人事業譲与税の収入見込額を加算した額）」を加える。

（税理士法の一部改正）

第十六条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「地方税」の下に「（特別法人事業税を含む。以下同じ。）」を加える。

第四条第四号中「国税」の下に「（特別法人事業税を除く。以下この条、第二十四条、第三十六条、第四十一条の三及び第四十六条において同じ。）」を加える。

第五条第一項第一号イ中「及び特別とん税」を「、特別とん税及び特別法人事業税」に改める。

第八条第一項第六号中「事業税」の下に「（特別法人事業税を含む。）」を加える。

（税理士法の一部改正に伴う調整規定）

第十七条　施行日が成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十一年法律第　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、前条のうち税理士法第四条第四号の改正規定中「第四条第四号」とあるのは、「第四条第三号」とする。

（国税収納金整理資金に関する法律の一部改正）

第十八条　国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「収入金を含む」を「収入金を含み、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）に規定する特別法人事業税を除く」に改める。

第八条第一項中「含む」を「含み、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に規定する特別法人事業税を除く」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第十九条　国税徴収法の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び特別とん税」を「、特別とん税及び特別法人事業税」に改め、同条第二号中「含む。）」の下に「及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第二条第九号（定義）に規定する特別法人事業税に係る徴収金」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第二十条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の四の二の項中「条例」の下に「又は特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）」を、「による地方税」及び「又は地方税」の下に「若しくは特別法人事業税」を加え、同表第四の三の項中「第二十二条の表国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の項を除く。）」を削る。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二十一条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一号ニ中「石油ガス税」の下に「、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による特別法人事業譲与税の譲与金」を加える。

（地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）

第二十二条　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を次のように改正する。

第十八条中「同法第十九条」の下に「中「地方団体の徴収金に」とあるのは「地方団体の徴収金及び旧地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（以下「旧地方法人特別税」という。）」と、同条第九号」を加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「地方法人特別税」を「旧地方法人特別税」に改める。

第二十二条の表法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の項第三欄中「事業税」を「及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の規定による特別法人事業税の額」に改め、同項第四欄中「事業税及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の規定による地方法人特別税」を「、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の規定による特別法人事業税の額及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の規定による地方法人特別税を除く。）」に改め、同表国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の項第三欄中「収入金を含む。）」及び「収入を含む。）」を「を除く」に、同項第四欄中「収入金を含み、地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税を除く。）」を「及び旧地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法